平成２１年（フ）第８０８号
千葉県市原市大厩901番地１
債務者　相樂　花子
１　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第８３９号
千葉県船橋市二宮１丁目48番12号　α－ＮＥＸＴ前原第１－101号
債務者　福井　秀和
１　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第８５２号
千葉県市原市古市場51番地の１
債務者　坂上　晶子
１　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第８５７号
千葉市若葉区野呂町1793番地の60
債務者　河田　葉子
１　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第８７１号
千葉市若葉区桜木北２丁目９番14号
債務者　宮間　真紀
１　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第８８９号
千葉県浦安市美浜２丁目11番803号
債務者　佐藤　和子
１　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第５１９号
兵庫県姫路市白浜町乙458番地白浜マンション２－２
債務者　藤原　達弘
１　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第５２０号
兵庫県姫路市白浜町乙458番地白浜マンション２－２
債務者　藤原　由美
１　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第５６９号
兵庫県高砂市竜山１丁目４番10－３号
債務者　小林　巧武
１　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第５７４号
兵庫県加古川市尾上町口里672番地の11
債務者　向井　功二
１　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第５７５号
兵庫県加古川市尾上町口里672番地の11
債務者　向井　直子
１　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第５７７号
兵庫県加古川市別府町新野辺北町３丁目７番地　パールハイツ新野辺１号
債務者　西口加代子
１　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第５８２号
兵庫県相生市相生４丁目11番16号
債務者　久我　　誠
１　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第５８３号
兵庫県相生市相生４丁目11番16号
債務者　久我由紀子
１　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第５８７号
兵庫県加古川市野口町野口286番地の１東加古川ハイタウンＡ－616号、従前の住所兵庫県加古川市別府町新野辺北町８丁目147番地コーポエクセル202号
債務者　松浦　　彩（旧姓林）
１　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第６００号
兵庫県姫路市花田町小川551番地１　市住上野団地４棟426号
債務者　山口　文弘
１　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第６０８号
兵庫県加古川市尾上町養田1297－１　コンフォールビアン106、住民票上の住所兵庫県加古川市加古川町稲屋189番地の６
債務者　内海　保雄
１　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第６０９号
兵庫県加古川市尾上町養田1297－１　コンフォールビアン106、住民票上の住所兵庫県加古川市加古川町稲屋189番地の６
債務者　内海　恵美
１　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部